

火災原因および損害調査規程(平成8年訓令第2号)の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 調査業務体制

第1節 調査の原則(第4条・第5条)

第2節 火災の基準(第6条・第7条)

第3節 調査体制(第8条～第13条)

第3章 調査業務執行

第1節 火災出場時の調査等(第14条～第16条)

第2節 現場調査(第17条～第19条)

第3節 質問(第20条・第21条)

第4節 資料の収集(第22条～第29条)

第5節 火災原因の判定(第30条～第33条)

第6節 火災損害の調査(第34条～第45条)

第4章 火災原因等調査書類の作成(第46条)

第5章 報告通報等(第47条～第50条)

第6章 雑則(第51条～第55条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第7章の規定に基づく火災の原因調査および損害調査(以下「調査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 調査は、火災の原因および火災により受けた損害を明らかにして、火災予防対策および警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(用語の意義等)

第3条 この規程における用語の意義および調査または調査結果の報告上必要な事項については、消防庁長官の定める火災報告取扱要領(平成6年消防災第100号)の規定の例による。

第2章 調査業務体制

第1節 調査の原則

(調査の基本)

第4条 調査は、物的証拠を主体とし、関係者等の供述に基づいて検討を加え、科学的方法による合理的な事実の解明を図らなければならない。

(調査の区分および範囲)

第5条 調査の区分は、火災原因調査および火災損害調査とし、その範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災原因調査

ア 出火原因 火災の発生経過および出火箇所

イ 発見、通報および初期消火状況 発見の動機、通報および初期消火の一連の行動経過

ウ 延焼状況 火災の延焼経路、延焼拡大要因等

エ 避難状況 避難経路、避難上の支障要因等

オ 消防用設備等の状況 消火設備、警報設備および避難設備の使用、作動等の状況

(2) 火災損害調査

ア 人的被害の状況 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害の状況およびその発生状況

イ 物的損害の状況 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況

ウ 損害額の評価等 火災により受けた物的な損害の評価、火災保険等の状況

第2節 火災の基準

第6条 削除

(令元消本訓令1)

(火災件数)

第7条 1件の火災とは、1つの出火点から拡大したもので、出火から鎮火までをいう。

2 飛火による火災が、消防隊が現場引き揚げ後に発生したときは、当該火災は別件の火災とする。

3 1つの消防対象物で、出火点が2箇所以上ある火災のうち次に掲げるものは、1件の火災として取り扱うものとする。

(1) 同一人または共謀して2人以上の者が行つた連続行為による放火または火遊びによる火災

(2) 同一の漏電による同時出火火災

(3) 地震、落雷等による同時出火火災

第3節 調査体制

(調査の責任)

第8条 消防長は、管轄区域内の調査責任を有し、調査の主体は、消防署長(以下「署長」という。)とする。

2 消防長は、署長に対して調査の実施上必要な指示を与えるものとする。

第9条 削除

(令元消本訓令1)

(調査の実施)

第10条 法第35条の3または第35条の3の2に基づき、都道府県知事および消防庁長官が原因の調査を実施するとき
は協力しなければならない。

2 署長は、管内の火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

3 署長は、調査に必要な人員(以下「調査員」という。)および器材を整備しておかななければならない。

4 署長は、調査隊を編成し、調査の現場において調査員の指揮を行い、調査事務全般の統轄にあたらなければならない。

5 調査隊の編成は、次のとおりとする。

調査隊長	署長	
調査副隊長	消防本部予防課長	副署長、防火指導課長および分署長
調査隊員	消防本部予防課員	消防署防火指導課員
		消防署員、分署員および分遣所員

6 署長は、必要あると認められるときは、前項の調査員以外の職員を調査に従事させることができる。

7 調査隊長は、原因の調査において消防署防火指導課または消防本部予防課の協力を求めることができる。

(調査員の心得)

第11条 調査員は、火災現象、関係法令その他火災調査に必要な知識の習得および技術の向上に努めるとともに、
次の事項を遵守しなければならない。

(1) 調査員は、調査員相互の連絡を図り、業務の進行が円滑になるように努めること。

(2) 調査員は、関係者の民事的紛争に関与しないように努めるとともに、個人の自由および権利を不当に侵害
したり、調査上知り得た秘密をみだりに他人に漏らさないこと。

(3) 調査員は、関係のある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立ち合いを求めること。

(4) 警察機関その他の関係機関とは密接な連絡をとり、相互に協力して調査を進めること。

(火災調査の原則)

第12条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観にとらわれることなく、科学的な方法による確認と合理的な判断
の上に立ち、事実の立証に努めなければならない。

(類以火災への対応)

第13条 署長は、調査結果から製造物の欠陥による類以火災の発生が予測されるなど必要と認めるときは、当該火
災に係わる資料の収集に努めなければならない。

第3章 調査業務執行

第1節 火災出場時の調査等

(火災出場時の見分状況把握)

第14条 火災に出場した消防職員は、消火活動中における火災の色、臭いおよび音、避難経路、施錠の有無、消防
用設備等の使用および作動状況の見分に努めるとともに、関係者の言動その他必要事項を把握しなければならない。

2 火災に出場した中隊長および先着隊の長は、調査員から前項の規定により把握した事項について報告を求めら
れたときは、火災出場時における見分調書(様式第1号)により報告しなければならない。

(防ぎよ中の現場保存)

第15条 火災防ぎよ活動中のすべての消防職員は、出火場所付近の迅速な消火を心がけるとともに、出火前の状態
が推測できるよう現場の保存に努めなければならない。

2 防ぎよ活動のため、やむを得ず出火場所付近の物件を移動し、または破壊しようとするときは、原状がわかる
よう必要な処置をとらなければならない。

(死者が生じている場合の取扱い)

第16条 署長は、火災現場において死者を発見した場合は、所轄警察署長に通報するとともに、必要な措置を講じ
なければならない。

第2節 現場調査

(実況見分の統制)

第17条 実況見分は、上級の調査員が中心となり、その指揮のもとに組織的に行わなければならない。

(実況見分)

第18条 調査員は、火災現場その他関係のある場所および物件について、詳細な実況見分を行い、調査資料の発見入手に努めなければならない。

2 前項の実況見分にあつては、関係者を現場立会人として実施しなければならない。ただし、特別な事情により関係者が不在でやむを得ない場合は、警察官または関係者の近親者その他適当な者を立会人とすることができる。

(実況見分調書)

第19条 調査員は、前条の規定により実況見分を行つたときは、実況見分調書(様式第2号)にその経過を記録しておかなければならない。

2 前項の実況見分調書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現場の位置および付近の状況
- (2) 現場の模様
- (3) 焼損状況
- (4) 証拠資料および参考事項

3 実況見分調書には、その内容を明らかにするため、写真および図面を作成し添付しなければならない。

4 写真は、写真添付書(様式第3号)を用いるものとする。

第3節 質問

(質問調書)

第20条 調査員は、関係者等に質問し、火災原因の判定資料となる事実の把握に努めなければならない。

2 前項の規定により知り得た事実のうち、火災原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書(様式第4号)にその内容を記録しなければならない。この場合において、質問調書において記録した内容を当該関係者等に読み聞かせる等を行い、記載事項に誤りがないことを確認し、当該質問調書に当該関係者等の署名を求めるものとする。

3 前項の規定は、通訳人の介助を得て質問を行つた場合にこれを準用する。この場合において、同項後段中「当該関係者等に読み聞かせる」とあるのは「当該通訳人に閲覧させ、および当該関係者等に読み聞かせる」と、「当該関係者等の署名」とあるのは「当該通訳人および当該関係者等の署名」と読み替えるものとする。

4 質問は、直接経験した事実の供述を得るように努めなければならない。ただし、放火、失火等の犯罪の被疑者(出火行為者等をいう。)が逮捕されたことにより、質問することが困難な場合において、関係機関の職員から供述内容を伝聞したときは、質問調書にその内容を記録し、参考資料として火災調査書類に添付しておくものとする。

5 調査員は、関係者等への質問を行うにあつては、重複を避け効率的な調査を行わなければならない。

(少年等に対する質問等)

第21条 少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)ならびに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に定める身体障害者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に定める精神障害者(以下これらを「少年等」という。)の関係する火災で、前条に定める質問を行う場合には、立会人をおいて行うものとする。ただし、立会人をおくことで、真実の供述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 前項の質問を行うにあつては、少年等の心情を考慮し、十分な理解をもつてあたらなければならない。

3 少年等は、実況見分の立会人としてはならない。ただし、年齢、心情その他諸般の事情により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

第4節 資料の収集

(官公署への照会)

第22条 消防長は、関係ある官公署に対し、調査に関する事項を照会する場合は、火災関係事項照会書(様式第5号)により行うものとする。

(関係資料の収集)

第23条 調査員は、火災の状況等を観察し、調査上必要な情報および資料を収集しなければならない。

(任意提出)

第24条 署長は、現場において立証のための調査が必要と認める場合は、関係者の了解を得て物件等を提出させるものとする。

2 署長は、前項により任意に提出させた物件等については、資料提出承諾書(様式第6号)および受領書(様式第7号)により処理するものとする。

(提出命令)

第25条 消防長または署長は、前条の規定によつて物件等の確保が困難と認める場合は、法第34条の規定に基づき、関係者等に対し、資料提出命令書(様式第8号)による物件等の提出を命ずるものとする。

(物件等の保管および返還)

第26条 消防長または署長は、前条の規定により物件等の提出があつた場合は、提出者に対し資料保管書(様式第9号)を交付し、所有権を明確にしておかなければならない。

2 前条により提出された物件等には、保管票(様式第10号)を付し、保管品処理簿(様式第11号)に記載して、これを保管しておかなければならない。

3 物件等を返還する場合には、資料保管書と引き換えに行うものとする。

(保管品の送付)

第27条 消防長または署長は、捜査機関から資料送付の要請があつたときは、資料送付書(様式第12号)により送付することができる。ただし、所有権を放棄していない資料については、所有者の承諾を得なければならない。

(鑑識)

第28条 調査員は、提出された物件等について鑑識を行つたときは、その結果を鑑識結果書(様式第13号)に記載しておかなければならない。

(鑑識依頼)

第29条 消防長または署長は、収集した物件等について火災原因の判定上必要があると認めるときは、鑑識依頼書(様式第14号)により関係機関または学識経験者に鑑識を依頼することができる。

第5節 火災原因の判定

(火災原因の判定)

第30条 火災原因の判定は、実況見分調書、質問調書その他の資料等を総合的に検討して判定するものとし、物的調査および人的調査による資料により裏付けるものとする。

(火災原因判定書等)

第31条 調査員は、前条の規定により火災の原因を判定したときは、火災原因判定書1(様式第15号)、火災原因判定書2(様式第15号の2)または火災原因判定書3(様式第15号の3)を作成しなければならない。

2 火災原因判定書には、判定した出火原因ならびに火災拡大および死傷者発生の原因のほか、判定に至つた経過を次の項目ごとに系統的に記載しなければならない。

(1) 火災の概要

ア 火災現場および周囲の状況

イ 火災の概要

ウ 出火建物の状況

(2) 出火建物の判定

ア 実況見分調書

イ 火災出場時における見分調書

ウ 関係者の供述

エ 結論

(3) 出火箇所の判定

前号のアからエまでの項目を記載する。

(4) 出火原因の判定

(5) その他

(火災原因判定の区分)

第32条 火災原因の判定基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 判定 各資料の証明力を総合することにより、具体的かつ科学的にその原因が決定されるもの

(2) 推定 判定するには至らないが、当該資料を基礎として専門的な立場から合理的にその原因が推測できるもの

(3) 不明 各資料の証明力が極めて弱く、これに多少の推理を加えてもその原因を合理的に推測することが困難なもの

(火災原因分類)

第33条 火災原因は、発火源、経過および着火物をもつてその原因とし、その分類は、火災報告取扱要領別表第3出火原因分類表によるものとする。

第6節 火災損害の調査

(火災損害の調査)

第34条 調査員は、現場において関係者等から説明を得て、火災および消火によつて受けた生命、身体および財産の損害について、調査しなければならない。

(火災損害の区分)

第35条 火災の損害は3種に区分し、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 焼き損害 火災によつて焼けた物、熱によつて炭化し、熔融し、または破損した物等の損害をいう。

(2) 消火損害 消火活動によつて受けた水損、破損、汚損等の損害をいう。

(3) 爆発損害 爆発現象の破壊作用によつて受けた破損等の損害をいう。

(焼損の程度)

第36条 建物の焼損程度は、1棟ごとに4種に区分し、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のものまたはこれ未満であつても残存部分に補修を加えても再使用できないものをいう。

(2) 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

- (3) 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでばやに該当しないものをいう。
- (4) ばや 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満で焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満で焼損表面積が1平方メートル未満のものまたは収容物のみを焼損したものをいう。
- 2 火災の程度は、1件の火災のうち決定した火災の種別の焼損程度の大なるものにより全焼火災、半焼火災、部分焼火災およびばや火災に区分する。
(焼損床面積等の算定)
- 第37条 建物の焼損面積は、焼損床面積および焼損表面積に区分して算定するものとする。
- (1) 焼損床面積とは、建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによつて機能が失われた部分の床面積をいう。
- (2) 焼損表面積とは、建物の焼損が内壁、天井、床板等部分的なもので立体的に焼損が及ばなかつた部分の表面積をいう。
- 2 前項の規定は、水損、破損および汚損について準用する。
(世帯の算定)
- 第38条 世帯は、住居および家計を共にする者または1人で住居を有し家計を維持する者ごとに1世帯とする。ただし、共同住宅の共有部分のみり災した場合には、り災世帯数を計上しない。
- 2 寄宿舎その他これと類する施設に常時宿泊する者については、当該施設に宿泊するすべての者の集まりを1世帯とする。
(世帯のり災程度)
- 第39条 世帯のり災程度は、1世帯ごとに3種に区分し、その内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全損 建物(その収容物を含む。以下この条において同じ。)の損害額がり災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。
- (2) 半損 建物の損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいう。
- (3) 小損 建物の損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント未満のものをいう。
(死傷者)
- 第40条 火災による死傷者は、火災および消火活動、避難行動その他の行動により火災現場において火災に直接起因して死亡し、または負傷した者をいう。ただし、消防吏員、消防団員および消火活動に関係ある者については、火災を覚知したときから現場を引き上げるまでの間に死亡し、または負傷した者とする。
- 2 火災による負傷者が受傷後48時間以内に死亡した場合は、火災による死者とする。
- 3 火災による負傷者のうち、48時間を超えて30日以内に死亡した者については、火災による30日死者とする。
(負傷の程度)
- 第41条 負傷の程度は、3種に区分し、その内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 重症 傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするものをいう。
- (2) 中等症 傷病の程度が重症または軽傷以外のものをいう。
- (3) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。
(り災申告等)
- 第42条 り災した物件の関係者から火災損害調査資料の提出を求める場合は、次に掲げるり災申告書によるものとする。
- (1) 不動産のり災申告書(様式第16号および様式第19号)
- (2) 動産のり災申告書(様式第17号および様式第19号)
- (3) 車両・船舶・航空機・林野のり災申告書(様式第18号)
(り災申告書の受理)
- 第43条 前条の規定により関係者からり災申告書が提出された場合は、消防長はこれを受理するものとする。ただし、現場における消防対象物のり災状況調査の内容と当該り災申告内容が著しく異なる場合は、質問等によりその矛盾を明らかにし、訂正を求めた後、受理するものとする。
(損害調査書の作成)
- 第44条 調査員は、前条の申告書および現場で調査した結果により、損害額を算定し、火災損害調査書(様式第20号)を作成しなければならない。
- 2 前項の火災調査書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 建物(内容物を含む。)がり災した火災について、集計書(様式第21号)および建物・収容物損害明細書(様式第22号)、建物損害調査書(様式第23号)および収容物等損害調査書(様式第24号)とする。
- (2) 車両、船舶または航空機のみがり災した火災については、車両・船舶・航空機損害明細書(様式第25号)とする。
- (3) 死傷者については、死傷者調査明細書(様式第26号)とする。
(り災証明書の交付等)

第45条 消防長は、火災による動産または不動産(消防活動による水損および損壊を含む。)で確認した事実について証明することができる。

2 リ災証明を受けようとする者は、り災証明交付願(様式第27号)により申請するものとする。

3 消防長は、前項の交付願を受理したときは、り災証明書(様式第28号)を交付するものとする。

第4章 火災原因等調査書類の作成

(令元消本訓令1・全改)

(調査処理区分および調査書類の作成)

第46条 署長は、調査を終了したときは、火災の規模に応じて、次に掲げる区分により処理し、調査結果についての書類を編さんしておかなければならない。

(1) 1号処理

予防課、防火指導課が主体となり所轄署所と共に処理する。

ア 火災に直接起因する死者が生じた火災(30日死者、放火自殺者除く)

イ 火災に直接起因する負傷者(中等症以上)が3名以上生じた火災

ウ 焼損床面積または焼損表面積が30m²以上の建物火災

エ 焼損面積が20アール以上の林野火災

オ 製造物火災で製造物の欠陥が認められる火災

カ 危険物施設又は指定数量以上の危険物火災

キ 社会的に大きな影響を及ぼすと認められる火災

ク 特異な火災

(2) 2号処理

所轄署所が主体となり処理をする。

ア 火災に直接起因する負傷者(中等症以上)が発生した火災

イ 1号処理に該当しない全焼又は半焼の建物火災

ウ 1号処理に該当しない火災で原因が放火又は放火の疑い、若しくは不明である火災

(3) 3号処理

所轄署所が主体となり処理する。

ア 前2号に該当しない建物火災、車両火災、船舶火災、航空機火災、林野火災又はその他火災

2 署長は、前項による書類の編さんは火災調査書(様式第29号)、書類目録(様式第30号)及び次に掲げる添付書類により行うものとする。

(1) 火災原因判定書

(2) 出火出場時における見分調書

(3) 実況見分調書

(4) 現場付近見取図、建物配置図、建物平面図、収容物配置図

(5) 質問調書

(6) 火災現場記録写真

(7) 火災原因調査関係事項照会(回答)書

(8) り災申告書

(9) 火災損害調査書

(10) その他必要と認められる書類

3 署長が必要がないと認めるときはこの限りでない。

(令元消本訓令1・全改、令3消本訓令8・一部改正)

第5章 報告通報等

(即報)

第47条 署長は、第10条第2項の規定により火災調査を行つたときは、その概要を火災調査即報(様式第31号)により、消防長に報告しなければならない。

2 消防長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ管理者または副管理者に報告しなければならない。

(報告)

第48条 署長は、第46条の規定により作成した火災原因等調査書類を次に定める期間内に消防長に報告しなければならない。ただし、火災の程度、継続調査等により消防長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 1号処理および2号処理は、火災調査を開始した日から起算して90日以内

(2) 3号処理は、火災調査を開始した日から起算して60日以内

(平30消本訓令7・令元消本訓令1・一部改正)

(火災詳報)

第49条 消防長は、消防庁長官から火災について報告を求められたときは、火災報告取扱要領に基づき火災詳報を作成し、報告しなければならない。

(火災即報)

第50条 消防長は、火災等即報基準に該当する火災のときは、火災・災害等報告要領(昭和59年消防災第267号)に基づき火災即報を作成し、消防庁長官および県知事に報告しなければならない。

第6章 雑則
(火災原因等調査書類の整理および保存)
第51条 この規程により作成した火災原因等調査書類の原本は、消防本部予防課において管理するとともに、OA機器によりデータ保存をしなければならない。

(照会の対応)
第52条 消防長は、裁判所、捜査機関等から火災調査結果の内容について照会があつた場合は、火災原因等調査書類の抄本を送付し、または内容について回答することができる。
(照会対応の原則)

第53条 前条の照会対応は、個人の名誉およびプライバシーを尊重するとともに、その他消防行政に及ぼす影響に細心の注意を払わなければならない。
(その他の災害)

第54条 この規程は、その他の災害について準用する。
(その他)

第55条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この訓令は、平成24年1月1日から施行する。
附 則(平成30年消防本部訓令第7号)
この規程は、平成30年1月1日から施行する。
附 則(令和元年消防本部訓令第1号)
この訓令は、令和2年1月1日から施行する。
附 則(令和3年消防本部訓令第3号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(令和3年消防本部訓令第8号)
この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

【別表第1】
(令元消本訓令1・全改)

	1号処理	2号処理	3号処理
火災調査書(様式第29号)	○	○	○
書類目録(様式第30号)	○	○	○
火災原因判定書1(様式第15号)	○	—	—
火災原因判定書2 (様式第15号の2)	—	○	—
火災原因判定書3 (様式第15号の3)	—	—	○
出火出場時における見分調書 (様式第1号)	○	△※	△※
実況見分調書(様式第2号)	○	○ 判定書に記載	—
写真(様式第3号)	○	○	○※
現場付近見取図	○	○※	○※
建物配置図	○	○※	—
建物平面図	○	△	△
収容物配置図	○	△	—
復元図	△	—	—
質問調書(様式第4号)	○	△ 判定書に記載	△ 判定書に記載
り災申告書 (様式第16～18号)	○	△	△
火災損害調査書(様式第20号)	—	—	—

集計表(様式第21号)	○	—	—
建物・収容物損害明細書 (様式第22号)	○	○ 該当火災のみ	○ 該当火災のみ
建物損害調査書(様式第23号)	○	○ 建物火災のみ	—
収容物等損害調査書(様式第24号)	○	△	△
車両・船舶・航空機損害明細書 (様式第25号)	○	○ 該当火災のみ	○ 該当火災のみ
死傷者調査明細書(様式第26号)	△	△	△
その他関係書類	○	○	△

- 必要な書類
- △必要に応じ添付
- ※災害時案報告書に代替することができる

様式第1号(第14条関係)
(令3消本訓令8・一部改正)

様式第1号（第14条関係）

出火出場時における見分調書									
表記の火災について、 次のとおり見分した。					として火災現場に出場し、				
年 月 日					所 属 階級・氏名				
出 火 場 所				市 町		丁 目		番 号	
出 火 日 時				年 月 日		時 分		ごろ	

様式第2号（第19条関係）

（令3消本訓令8・一部改正）

様式第2号（第19条関係）

実 況 見 分 調 書 （ 第 回 ）	
表記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり現場を見分した。	
年 月 日	
所 属 階級・氏名	
日 時	年 月 日 曜日 時 分 から 時 分
場 所 お よ び 物 件	
立 会 人	

写 真 添 付 書

	1
	2
	3
撮影年月日 年 月 日 時 分ごろ	撮影者 所 属 階級・氏名

質 問 調 書 (第 回)

年 月 日 時 分ごろ

市 町
郡

に発生した火災について、下記の者に質問したところ、次のように供述した。

被 質 問 者 住 所

同職業（職）氏名

生 年 月 日 年 月 日（ 歳）

市 町

年 月 日 (歲)

様式第5号（第22条関係）

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 印

火 災 関 係 事 項 照 会 書

火災 調査のため必要があるので、消防法第32条第2項に基づき、下記事項につき至急回答していただきたく照会します。

記

様式第6号（第24条関係）

殿

提出者 住 所

職業(職)

氏 名

資 料 提 出 承 諾 書

火災 調査のため 消防法第34条により 下記の物を提供
任意に
します。
なお、ご用済のうえは 提出者にお返し下さい。
適宜に処分してください。

年 月 日

記

返 還	年 月 日	年 月 日
	受 領 者	

様式第7号（第24条関係）

殿		鯖江・丹生消防組合		印
		所 属		
		階 級		
		氏 名		
受 領 書				
火災 調査のため下記の資料（物件）を受領しました。				
年 月 日				
お返しします。				
なお、用済の後は、適宜に処分します。				
物件については、火災調査のために分解することがあります。				
問 い 合 わ せ 先	鯖江・丹生消防組合（担当者） TEL 0 7 7 8 - - （内線）			

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 時 分ごろ発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法第34条第1項に基づき下記の資料（物品）の提出を命ずる。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
消防長(署長) 印

記

注 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に鯖江・丹生消防組合消防長に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は鯖江市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に鯖江・丹生消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第9号（第26条関係）

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防長(署長) 印

資 料 保 管 書

年 月 日あなたから提出された下記資料を保管したので、
この保管書を交付します。

なお、この保管書は、資料が返されるまで保管して下さい。

記

様式第 1 0 号（第 2 6 条関係）

O

様式第 10 号

保 管 票

年	月	日
第	号	
提出者		
鯖 江 ・ 丹 生 消 防 組 合 取扱責任者		

様式第 1 1 号（第 2 6 条関係）

保 管 品 処 理 簿

出 火 日 時	年 月 日 時 分 ころ
同 場 所	市 町 丁 目 番 号
原 因 概 要	
提 出 者 住 所・氏 名	市 町 丁 目 番 号 氏 名
所 有 者 住 所・氏 名	市 町 丁 目 番 号 氏 名
物 件 名 お よ び 数 量	
提 出 年 月 日	年 月 日
取 扱 者 職 ・ 氏 名	氏 名
返 却 年 月 日	年 月 日
備 考	
提 出 者 住 所・氏 名	市 町 丁 目 番 号 氏 名
所 有 者 住 所・氏 名	市 町 丁 目 番 号 氏 名
物 件 名 お よ び 数 量	
提 出 年 月 日	年 月 日
取 扱 者 職 ・ 氏 名	氏 名
返 却 年 月 日	年 月 日
備 考	

鯖・丹消第 号
年 月 日

警察署長殿

鯖江・丹生消防組合
消防長（署長）

資 料 送 付 書

出火日時 年 月 日 時 分ごろ
同 場 所
責 任 者

年 月 日生（ 歳）

上記火災につき、 のため要請があった
資料については下記のとおりです。

記

上記資料を正に受領しました。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合 殿
受領者

様式第13号(第28条関係)

鑑 識 結 果 書

火 災 番 号	
出 火 日 時	
出 火 場 所	
建 物 名 称 お よ び 責 任 者 職 業 ・ 氏 名	年 月 日生 (歳)
上記火災の資料 その結果は、下記のとおりです。 年 月 日 所 属 階 級 氏 名 印	
鑑 識 結 果	

様式第14号(第29条関係)

鯖・丹消第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防長(署長) 印

鑑 識 依 頼 書

火災原因の調査のために必要であるので、別添資料について、下記の事項の鑑識を依頼します。

記

様式第 1 5 号（第 3 1 条関係）

火 災 原 因 判 定 書 1				
表記の火災について、次のとおり判定した。				
年 月 日				
所 属 階級・氏名				印
出 火 場 所	市 町	番	号	
出 火 日 時	年 月 日	時 分	ごろ	

様式第15号の2（第31条関係）

火 災 原 因 判 定 書 2	
市 町 丁目地係で発生した 火災 表記の火災について次のとおり判定した。 年 月 日 所 属 階級・氏名	
火災の概要	
実況見分日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
立 会 者	住所 氏名 生年月日 (歳) 関係の区分
現場の位置 および 付近の状況	
現場の模様 および 焼損状況	
関係者の供述 (発見者、通報者、 初期消火者等)	(者) 住所 氏名 生年月日 (歳) 職業
	(者) 住所 氏名 生年月日 (歳) 職業
出火出動時における見分状況	
出火場所の判定	
出火原因の判定	
参考事項	

様式第15号の3（第31条関係）

（令元消本訓令1・全改）

様式第15号の3 (第31条関係)

火 災 原 因 判 定 書 3	
表記の火災について次のとおり判定した。	
年 月 日	
所 属 階級・氏名	
印	
出火経緯	
出火原因の 判 定	

様式第16号(第42条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

様式第16号(第42条関係)

り災申告書(不動産関係)					
1	年 月 日 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 殿 住 所 申告者 職 業 氏 名 生年月日 (歳) 電話番号 年 月 日 時 分ごろ において発生した火災によってり災したので申告します。				
	り災物件の所在地				
	市 町		丁目 番 号		
	り災物件と申告者の関係		所有者・管理者・占有者		
4	建築・購入年月 (推定・記録・記憶)		建築または購入金額 (推定・記録・記憶・不明)		
	年 月	3. 3㎡(1坪)あたりの金額	総 金 額		
5	取 得 後 の 経 過				
	修繕 改築	年 月	修繕・改築した箇所		修繕・改築に要した金額
		年 月			
	増築	年 月	増築の概要	増 築 面 積	増築に要した金額
				㎡	
6	り 災 前 の 建 築 詳 細				
	建 物 用 途	屋 根	外 壁	階 数	延 べ 面 積
					㎡
	居住所帯数			居住人員	
7	建 物 ・ 収 容 物 以 外 の り 災 状 況				
	り 災 物 件 名	り災の別	数 量 ・ 面 積	経 過 年 数	
		焼・消・爆		年	
		焼・消・爆		年	
		焼・消・爆		年	
8	火 災 保 険 の 契 約				
	被 保 険 物 件	契 約 会 社 等	契 約 年 月 日	契 約 金 額	

備考 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。

2 この申告書は、建物1棟について1枚を使用してください。

3 この申告書の建物・収容物以外のり災状況において必要であれば様式第19号を使用すること。

様式第17号(第42条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

様式第17号（第42条関係）

り災申告書（動産関係）										
1	年 月 日 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 殿 住所 申告者 氏名 生年月日 (歳) 電話番号 年 月 日 時 分ごろ において発生した火災によってり災したので申告します。									
	2	り災物件の所在地								
		市 丁目 番 号								
		町								
3	り災物件と申告者の関係				所有者・管理者・占有者					
4	世帯員	氏名	続柄	年齢	性別	氏名	続柄	年齢	性別	
5	動産のり災状況									
	品名	数量	損害別	購入年	購入時価格	備考				
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
			焼・消・爆							
6	火災保険の契約									
	被保険物件	契約会社等			契約年月日	契約金額				

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 損害別の欄は、焼き損害・消火損害・爆発損害の別を○で囲んでください。
- 3 この申告書は、建物1棟について1枚を使用してください。
- 4 この申告書の建物・収容物以外のり災状況において必要であれば様式第19号を使用すること。

様式第18号(第42条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

様式第18号（第42条関係）

り災申告書（車両・船舶・航空機・林野関係）								
1	年 月 日 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 申告者 氏名 住 所 職 業 生年月日 電 話 年 月 日 時 分 ごろ 殿 所 業 名 (歳) において発生した火災によってり災したので申告します。							
	2	り災物件と申告者の関係			所有者・管理者・占有者			
	3	車 両	運転者氏名		購入年月		用途別	
			購入金額		車両番号		年 式	
り 災 程 度			車 体	積 載 物	損 害 見 積 額			
			(品名)					
4	船 舶 ・ 航 空 機	船長・機長名		船名・機名		ト ン 数		
		船舶の用途機種		就 航 年 月		購入金額		
		り 災 程 度	船 体 ・ 機 体	積 載 物	損 害 見 積 額			
			(品名)					
5	林 野	用 途 別	り災程度・焼損面積・数量		損 害 見 積 額			
6	火 災 保 険 の 契 約							
	被 保 険 物 件	契 約 会 社 等		契 約 年 月 日	契 約 金 額			

備考 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。

[illegible]

備考 1 この用紙のり災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

様式第20号(第44条関係)

火 災 損 害 調 査 書

												火災番号			
出火日時	年 月 日 時 分 ころ			覚 知	月 日 時 分		鎮 火	月 日 時 分		火 災 種 別					
出 火 場 所															
業 態	事 業 所 名				責 任 者 職 業 (職) 氏 名										
		発 火 源				経 過			着 火 物			出 火 箇 所			
火 災 原 因															
政令で定める 防火対象物						対 象 物 名									
り 災 物 件					数 量			損 害 額							
被 保 険 物 件		保 険 契 約 会 社 名				保 険 金 額			損 害 額 合 計						
摘 要															

様式第22号(第44条関係)

建物・収容物損害明細書

り災番号				建物用途				焼損程度		全・半・部・ぼや		
り災建物所在地						関係者職業（職）氏名						
建物の状況	建築年月		構 造		屋 根		外 壁		階 数		世帯人員	
	建 築 面 積				延 べ 面 積				時 価 価 格			
建物損害	階	階	階	階	階	階	階	損 害 額（小計）				
収容物損害									損 害 額（小計）			
火災保険	保 険 契 約 会 社 名				保 険 金 額				損 害 額 合 計			
摘 要												

様式第23号(第44条関係)

建物損害調査書

方 建物損害明細書 り災年月日 年 月 日				
所有者の氏名または名称				
建物の用途				
構造と階数				
内壁				
外壁				
建物のり災前の面積				
焼損の程度				
焼損面積				
建築年月日または取得年月日				
建築費または取得価格				
経過年数				
3.3㎡当りの建築時単価				
り災時の建築費指数				
建築時の建築費指数				
3.3㎡当りの再建築費単価				
残存率				
補正係数(福井県)				
3.3㎡当りの時価単価				
建物の焼き損害				
建物の消火損害(破損・水損)				
内容物の損害(別表)				
1棟の火災損害額合計				
1戸当りの火災損害額				
本件火災の損害額合計	建 物	収 容 物	そ の 他	合 計
建物損害額算定式(火災報告取扱要領と解説) ・再建築費単価＝3.3㎡当りの建築時単価×り災時の建築費指数÷建築時の建築費指数 ・3.3㎡当りの評価点＝3.3㎡当りの建築時単価×昭和42年9月期建築費指数÷建築時の建築費指数 ・木造建物の時価単価＝3.3㎡当りの再建築費単価×残存率×0.9(補正係数) ・1棟当たりの建物焼き損害＝3.3㎡当りの時価単価×(焼損面積÷3.3)				
作成者階級・氏名				

收容物等損害調査書 (方)

[illegible]

様式第25号(第44条関係)

車両・船舶・航空機損害明細書

り災番号		焼損程度	全・半・部・ぼや	調査種別	焼	消
り災物件との関係		所有者		管理者	占有者	
職業(職)			氏名			
車 両						
運 転 者 氏 名			所 得 年 月			
車 両 種 別			取 得 金 額			
用 途 別			経 過 年 数			
車 両 番 号			自家・営業用別			
船 舶 ・ 航 空 機						
船 長 ・ 機 長			船 名 ・ 機 名			
機 種			就 航 年 月			
船 舶 の 用 途			取 得 金 額			
ト ン 数			経 過 年 数			
焼 き 状 況	車体・船体・機体		積 載 物			
	り災箇所	損害額	品名	数量	損害額	損 害 合 計
消 火 損 害						
火 災 保 険	保 険 契 約 会 社 名		保 険 金 額		損 害 額 合 計	
摘 要						

様式第26号(第44条関係)

死 者 調 査 明 細 書

出火日時	年 月 日 時 分 ころ				火災種別										
出火場所											爆 発	1. 爆発のみ 0. その他			
死 者	氏 名 生年月日	年 月 日 生 (歳)			職 業					出火者	1. 本人 2. 他人 9. 不明				
	死 亡 時 日 時	年 月 日 () 時 分 ころ			性 別	1. 男 2. 女 9. 不明		死 者 区 分	1. 48時間 2. 30日						
死 者 の 発 生 し た 建 物	区 分	1. 火元等 2. 類 焼 9. 建物外	業 態					防火対象物等 (車両・船舶)区分							
			用 途												
	焼 損 程 度	1. 全 2. 半 3. 部 4. ぼ		構 造					階 数						
	面 積	建築面積		延べ面積		焼損床面積		焼損表面積							
	防 火 管 理 者	1. 選任(届出済) 2. 選任(未届出) 3. 未選任 4. 一部未選任													
	消 防 計 画	1. 作成(適正・届出済) 2. 作成(適正・未届出) 3. 作成(不適正・届出済) 4. 作成(不適正・未届出) 5. 未作成(複数・一部) 6. 未作成(選任済) 7. 未作成(未選任)													
	避 難 誘 導	1. 実施(2回以上) 2. 実施(1回) 3. 実施(管理権原複数) 4. (権原複数・1回のみ) 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 未実施													
	消 火 訓 練	1. 実施(2回以上) 2. 実施(1回) 3. 実施(管理権原複数) 4. (権原複数・1回のみ) 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 未実施													
	共 同 防 火 管 理	1. 実施 2. 実施(一部不備) 3. 未実施				防火対象物 定期点検制度		1. 対 象 2. 対象外							
	防 炎 物 品	1. 有・未使用 2. 有・一部使用 3. 有・全部使用 4. 有・不明 5. 無・一部使用 6. 無・全部使用													
		消防用設備等の使用状況			消火器具	屋内消火栓設備		スプリンクラー							
水噴霧等					屋外消火栓設備		動力消防ポンプ								
自動火災報知設備					漏電火災警報器		非常警報設備等								
避難器具					誘導灯		消防用水								
排煙設備					連結送水管		連結散水設備								
非常コンセント					無線通信補助設備										

死者の状況	作業中	1. 工作中 2. 仕事外 3. 在校中 4. 在校外 5. その他										
	火気取扱	1. 喫煙中 2. 暖房器具取扱中 3. 炊事中 4. その他取扱中 9. 不明										
	死 因	1. 一酸化炭素中毒・窒息 2. 火傷 3. 打撲・骨折等 4. 自殺 5. その他 9. 不明										
	起 床	1. 就寝中 2. 起床中 9. 不明										
	飲 酒	1. 無 2. 有 3. 泥酔 9. 不明										
	傷 病	1. 無 2. 有 9. 不明										
	寝たきり	1. 寝たきり 9. 不明										
	身体不 自由者	1. 身体障がい者(障がい区分不明) 2. その他の身体不自由者 3. 身体障がい者(移動障がい) 4. 身体障がい者(視覚障がい) 5. 身体障がい者(聴覚障がい) 6. 身体障がい者(盲聾二重障がい) 7. 身体障がい者(その他の障がい) 9. 不明										
死者の発生経過	発見の遅れ	11. 熟睡 12. 泥酔 13. 病気、身体不自由 14. その他										
	判断力・体力	15. 乳幼児 16. 泥酔 17. 病気、身体不自由 18. 老衰 19. その他										
	早期延焼拡大	21. ガス爆発 22. 危険物燃焼 23. その他										
	避難機会を逃す	24. 狼狽 25. 持出品 26. 火災ふれ回る 27. 消火 28. 救助 29. その他										
	逃げ切れなかった	31. 身体不自由 32. 延焼拡大 33. 避難路誤り 34. 出口施錠 35. その他										
	外部から内部へ	36. 救助、物品 37. 消火 38. その他										
	着衣着火	39. 喫煙中 41. 炊事中 42. 採暖中 43. たき火 44. 火遊び 45. 火気取扱中 46. その他										
	自損・放火	47. 放火自殺 48. 放火自殺の巻添え 49. 放火殺人										
	その他	51. 上記以外 99. 不明、調査中										
火元 建物	出火階	地上 階		地下 階		出 火 箇 所						
出火時 いた 場所	屋内外	1. 屋内(自宅) 2. 屋内(自宅以外) 3. 屋外 4. 車両 5. 船舶 6. 航空機 9. 不明						階 数	地上	地下	階 階	
	出火階 同別	1. 同 2. 別 9. 不明	箇 所 室 等					箇所室 同 別		1. 同 2. 別 9. 不明		
死者の発生 した場所	屋内外	1. 屋内(自宅) 2. 屋内(自宅以外) 3. 屋外 4. 車両 5. 船舶 6. 航空機 9. 不明						階数	地上	地下	階 階	
	出火階 同別	1. 同 2. 別 9. 不明	箇 所 室 等					箇所室 同 別		1. 同 2. 別 9. 不明		
出火時死者と 同一建物等に いた者	同 棟 (共住は同住戸)		人		同 室 等		人		死者 1人	1. 死者1人 2. 非該当		
	自宅 1人	1. 1人暮らし 2. 家族別棟 3. 家族留守		施 錠		1. 施錠無 2. 施錠有 3. 不 明		車 両 船 舶 航空機		人		
同一建物等内 での死傷者数 (本人を除く)	死 者						負 傷 者					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
出火時死者と一緒にいた者の年齢層												
0～5歳	6～10歳	11～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～64歳	65歳～	合計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
備 考												

様式第27号(第45条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

様式第 27 号 (第 45 条関係)

り 災 証 明 書 交 付 願

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 殿

願出人

現住所

氏 名

電話番号

り 災 日 時			
り 災 場 所			
提 出 先		部 数	通
目 的			
※ 摘 要	り 災 物 件	1 建物 2 収容物 3 林野 4 車両 5 船舶 6 航空機	
	願出人の関係	1 所有 2 占有 3 管理 4 その他 ()	

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
2 提出先欄は、り災証明書を提出される関係先の名称等を書いてください。
3 目的欄は、次のように具体的に書いてください。
(固定資産税免税申請のため、火災保険金請求のため)

										火 災 番 号 第 号			
										令和 年 月 日			
火 災 調 査 書													
										所 属 階 級 氏 名			
出火場所								火元の業態					
事業所名								火元の用途					
火災種別				出 火 箇 所				発火源		経過			
		爆発				出火原因							
出火時刻								救助開始時刻					
覚知時刻		入電						鎮圧時刻					
		指令						鎮火時刻					
放水開始時刻		常 備						覚知方法					
		消防団						初期消火器具					
放水したポンプ台数		常 備		主として		常 備		出 動		消防吏員			
		消防団		使用した水利		消防団		延べ人員		消防団員			
消防機関からの距離				鯖江・丹生消防組合				から m					
用途地域		防火地域		特別防災区域		市街地等		少量危険物等					
火元の業態		火元の用途		防火対象物等の区分									
車両火災の区分		船舶火災の区分											
気象	天 気		気 温		相対湿度		積 雪						
	風 向		風 速		火災警報								
火 元 建 物 の り 災 前 の 状 況													
関係者	住 所						防 火 管 理 者	消 防 計 画	避 難 誘 導	消 火 訓 練	統 括 防 火 管 理	定 期 点 検 報 告	防 炎 物 品
	氏 名		区 分										
	生年月日		職 業										
構 造		階数		地上		地下							
建築面積		延べ面積											
工事の状況													
消 防 設 備 等 の 設 置 状 況						住 宅 防 火 対 策							
消火器具		避難器具		住宅用消火器									
屋内消火栓設備		誘導灯・誘導標識		住宅用スプリンクラー設備									
スプリンクラー設備		消防用水		簡易消火具									
水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン化物・粉末消火設備		連結送水管		住宅用自動消火装置									
		排煙設備		住宅用火災警報器									
屋外消火栓設備		連結散水設備		住宅用自動火災報知設備									
動力消防ポンプ設備		非常用コンセント設備		寝具類									
自動火災報知設備		無線通信補助設備		衣服類									
漏電火災警報器				カーテン・布製ブラインド									
非常警報器具・非常警報設備				じゅうたん等									

(裏)

出 火 階 数			火 元 建 物 の 焼 損 状 況						焼損程度	
地上		地下		焼損床面積(m ²)	0.00	焼損表面積(m ²)	0.00			
延 焼 に よ る 焼 損 棟 数					区画	り 災 世 帯				り災人員 合 計
全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計		全損	半損	小損	合計	
死 傷 者										
負 傷 者	①	氏名	年齢	性別	程度	受 傷 原 因			受傷時状況	
		区分				避難の方法				
	②	氏名	年齢	性別	程度	受 傷 原 因			受傷時状況	
		区分				避難の方法				
	③	氏名	年齢	性別	程度	受 傷 原 因			受傷時状況	
		区分				避難の方法				
死者		30日死者								
損 害 状 況	建物の損害	建物の損害額(千円)				収容物損害額(千円)				
		焼損床面積(m ²)				焼損表面積(m ²)				
	林野の損害	損害額(千円)				焼損面積(a)				
	車両の損害	損害額(千円)				焼損数				
	船舶の損害	損害額(千円)				焼損数				
	航空機の損害	損害額(千円)				焼損数				
	その他の損害	損害額(千円)				焼損面積(m ²)				
	爆発の損害	損害額(千円)				損害棟数		車両等数		
	損害額合計(千円)									
出火原因										
備 考										

[illegible]

様式第 3 1 号（第 47 条関係）

火 災 調 査 即 報

出 火 場 所			
出 火 日 時		覚 知 日 時	
鎮 庄 日 時		鎮 火 日 時	
火 災 種 別		火 元 の 業 態	
用 途		建 築 構 造	
責 任 者 氏 名 事 業 所 名			
出 火 責 任 者 住 所 氏 名			
出 火 箇 所			
出 火 原 因			
死 傷 者 数 (性別、氏名、生年月日)			
死 者 の 出 た 理 由			
り災所帯数（焼損棟、面積）林野はアール			
火災の経過			
消防活動状況			
消 防 署	台	人	
消 防 団	台	人	
そ の 他	台	人	